

児童家庭支援センターの設置運営についての一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号 【一部改正】平成22年〇月 〇日雇児発第 〇 号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 <u>児童相談所設置市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業を新たに退所児童等アフターケア事業と定め、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」と定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p>

新	旧
<p>(別紙1) 児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(別紙2) <u>退所児童等アフターケア事業実施要綱</u></p> <p>1 目的 <u>児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これらの子ども（18歳以上の者を含む。以下同じ）に対し生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、先駆的な地域支援モデルに取り組むことにより、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体等 <u>この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができる」と認められた者に委託して実施することとする。</u></p> <p>3 対象となる子ども <u>(1) 里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置を解除し自立生活する子ども。</u> <u>(2) 都道府県知事が前号に規定する子どもと同等であると認めたもの。</u></p> <p>4 事業内容 <u>この事業は、次のことを行うものとする。</u> <u>(1) 退所を控えた子どもに対する支援</u> ① <u>地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</u> ② <u>退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</u> ③ <u>高校を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</u> ④ <u>子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を図る活動を行うこと。</u></p>	<p>(別紙) 児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p>

新

旧

⑤ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(2) 退所後の支援

- ① 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- ② 職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ③ 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。
- ④ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。

5 職員の配置等

- (1) 相談支援担当職員を配置すること。
- (2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
  - ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
  - ② 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
  - ③ 子どもの自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者

6 設備

本事業に実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室
- (2) 子どもが集まることができる設備
- (3) その他事業を実施するために必要な設備

7 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 子どもとの信頼関係の構築に努めること。
- (2) 子どもの入所施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的に支援ができるよう努めること。
- (3) 子ども及び保護者の意向に配慮すること。
- (4) 事業を実施するにあたっては、子どもが利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (5) 地域の子どもに対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。
- (6) 子どもの個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
<p>9 実施状況報告の提出 都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。</p>	

ひきこもり等児童福祉対策事業についての一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成18年4月3日雇児発第0403002号 [一部改正] 平成22年〇月〇日雇児発第 〇 号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 <u>児童相談所設置市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校（以下「ひきこもり等」という。）など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成18年4月3日雇児発第0403002号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校（以下「ひきこもり等」という。）など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

新	旧
<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。 <u>また、ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族(以下「保護者」という。)に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</u></p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 <u>実施主体は次の①および②の事業を選択して実施するものとする。</u> ① ふれあい心の友訪問援助事業 ア 登録・研修 <u>(ア) 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。</u> <u>(イ) 登録期間は、原則として1年間とする。</u> ただし、再登録は妨げない。 <u>(ウ) 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。</u> <u>(エ) 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</u></p>	<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(2) 対象となる子ども 児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。</p> <p>(3) 事業の内容及び実施方法 ① 登録・研修 ア 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。 イ 登録期間は、原則として1年間とする。 ただし、再登録は妨げない。 ウ 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。 エ 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</p>

新

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

(イ) 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者と定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

なお、コーディネーターを配置する場合は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。

(ウ) 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

(エ) 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

(オ) 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

ウ メンタル・フレンドの業務

(ア) メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

(イ) メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

(ウ) メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

三 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

オ メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

旧

② 実施方法

ア 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

イ 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

ウ 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

エ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

オ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

③ メンタル・フレンドの業務

ア メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

イ メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

ウ メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

④ 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

(4) メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

新

ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、  
手当の支払状況を確認すること。

カ 対象となる子ども

児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子ども  
であって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。

② 保護者交流事業

ア 事業内容及び実施方法

(ア) 実施機関

- i この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施  
することが出来る。
- ii この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のた  
めの場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施で  
きるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービ  
スを利用できるよう援助すること。

(イ) 事業内容

実施機関は、以下の事業を実施すること。i および ii の事業は必ず実施  
すること。

- i ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施す  
る学習会
- ii 同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会
- iii ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること
- iv その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を  
必要に応じ実施すること。

(ウ) 実施方法

- i 事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施する  
コーディネーターを配置すること。
- ii あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。
- iii 参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積  
極的な広報等に努めること。
- iv 本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。
- v 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載  
した実施計画書を都道府県に提出すること。
- vi 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県  
に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

(エ) 留意事項

- i 関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとよ  
り、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。
- ii 実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正  
当な理由なく漏らしてはならない。
- iii 本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう  
十分に配慮すること。

旧

ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、  
手当の支払状況を確認すること。

新	旧
<p>イ 費用  <u>研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。</u></p> <p>ウ 対象となる保護者  <u>事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</u></p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業  (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業  (略)</p> <p>3 ひきこもり等保護者交流事業</p> <p>(1) 趣旨  <u>ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族（以下「保護者」という。）に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</u></p> <p>(2) 対象となる保護者  <u>事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</u></p> <p>(3) 事業内容及び実施方法</p> <p>① 実施機関</p> <p>ア <u>この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施することが出来る。</u></p> <p>イ <u>この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のための場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施できるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービスを利用できるよう援助すること。</u></p> <p>② 事業内容  <u>実施機関は、以下の事業を全て実施すること。</u></p> <p>ア <u>ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施する学習会</u></p> <p>イ <u>同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会</u></p> <p>ウ <u>ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること</u></p> <p>エ <u>その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を必要に応じ実施すること。</u></p>

新

旧

③ 実施方法

ア 事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施するコーディネーター（以下「ひきこもり等保護者支援員」という。）を配置すること。なお、このひきこもり等保護者支援員は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。

イ あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。

ウ 参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積極的な広報等に努めること。

エ 本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。

オ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

カ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

④ 留意事項

ア 関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとより、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。

イ 実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

ウ 本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう十分に配慮すること。

(4) 費用

研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。

3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議  
(略)

第4 国の助成  
(略)

4 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議  
(略)

第4 国の助成  
(略)